

い じ め の 定 義

新潟県立出雲崎高等学校いじめ基本方針におけるいじめについて、いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な危機が生じると判断された場合、教育的な配慮や被害者の意向を配慮の上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

上記に加え新潟県では「新潟県いじめ等の対策に関する条例」において「いじめ類似行為」もいじめと同様に扱うことにしました。これを踏まえ、本校でも同様に扱います。

〔新潟県いじめ等の対策に関する条例〕

第2条の2 この条例において「いじめ類似行為」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む。）であって、当該児童等が当該行為を知った時に心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

いじめ類似行為とは？

例えば・・・SNS等で悪口を書き込まれたことに対して、書かれた本人が知らないとしても、その行為を知った時に、嫌な思いをする可能性が高い場合